

# 「政府電子調達システム」の利用促進について

令和2年11月17日 総務省情報流通行政局

- 「政府電子調達情報システム」は、調達ポータル(電子調達窓口)、調達総合情報システム(入札参加資格)、 電子調達システム(GEPS、入札・契約)、の3つのシステムにより構成される政府共通システム
- □ 国の府省等が行う「物品・役務」に係る調達情報を提供し、また、調達に関する一連の手続きをインター ネット経由で電子的に行うことが可能
  - 1 利用機関:国の24の府省等(内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、金融庁、 消費者庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、会計検査院、最高裁判所)
  - 2 電子調達システムは、各府省等の電子入札システムを統一し、電子契約システムも導入して平成26年3月から運用開始。



### 【電子入札・契約のメリット】

審査·発行

### 印紙税が不要

電子手続だと印紙税 法の課税物件が存在 しないため、印紙税 納付が不要

### 移動・郵送費の削減

- ・ 書類の発送が不要
- ・遠方や同時に複数の調達案 件に参加することが可能

#### 印鑑が不要

落札者決定

案件登録

電子証明があれば一連の 手続きの担保をシステム 側で行うため、印鑑手続 が不要(法令で義務のあ る場合を除く)

#### 24時間365日利用可

インターネット環境があれば,いつでもどこでも 利用可能

### 書類保管費の削減

書類保管のためのバイン ダーや書棚が不要

## 電子調達システムの利用促進に向けた取組

総務省では、これまで内閣官房IT総合戦略室と連携し、電子調達システム(GEPS)の利用促進 に向けて取り組んで来たところ、電子入札の利用は一定程度進んでいるが、電子契約の利用はい まだ低調 (令和元年度 電子入札率約66%、電子契約率約1.5%) < 主な理由 >

課題

「電子入札」については12の府省等において平成26年の政府共通システム整備以前から利用 ü 「電子契約」についてはまだ利用が無い府省等が残っている(令和元年度末で19府省等) ü 入札参加企業において社内規定等により電子契約を選択しないケースがある

取組内容

| 令和2年度上半期における電子契約件数は対前年度で2倍程度で推移

[府省側の課題]	
<ul><li>◆システムの操作に習熟していない</li></ul>	┃ • 全体研修に加えて、希望に応じて個別研修を実施
┃・電子契約の利用が無い府省等が存在する	┃・電子契約の利用が無い府省等に対して、令和2年中の利用を要請
	┃ ● 利用状況を令和2年7月から公表
[ 入札参加企業側の課題 ]	
   ● 周知が不十分	● 講習会の開催場所の追加(従来の東京・大阪に札幌・福岡を追加)
- システムの操作に習熟していない	● 研修用の動画を公表(令和2年12月)
	●電子契約を利用していない、落札件数が多い企業への個別の働きかけ
[システムの使い勝手に係る課題]	
● 入札参加資格申請時の添付書類	● 添付書類(登記事項証明書、納税証明書)の省略(システム改修中)
● 少額随意契約案件が未対応	● 少額随意契約案件について、民間企業における調達で主流となっているカ
	タログサイトを活用する手法の検討
● 認証方法が限定的(入札参加企業において電	● 認証方法の多様化の検討(マイナンバーカード、立会人型電子契約等)
子署名法に基づく電子証明書が必要)	
● 調達ポータルに地方公共団体の調達情報が掲	● 地方公共団体に対して、調達ポータルへの調達情報の掲載を働きかけ
載されていない	

### 総務省会計課における取組事例

総務省会計課では、平成26年度から「電子入札・電子契約を原則」とし、入札参加企業に対して、印紙が不要になる等の電子契約のメリットを説明するとともに、平成28年度からは、 紙による入札・契約を希望する場合には理由書の提出を要請。

その結果、総務省における電子契約率は高い水準となっている。

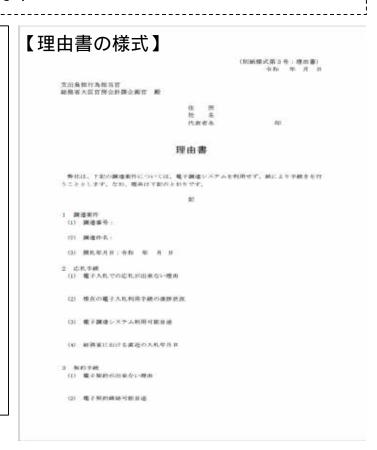
- ・令和元年度の電子入札率は66.6%、電子契約率は34.3%
- ・令和2年度上半期の電子入札率は68.9%、電子契約率は43.4%

### 【総務省における入札説明書の記載】

本件は、電子調達システムにより、入札及び契約を行う。 ただし、やむを得ない理由により電子調達システムによりがた い場合には、理由書を提出し、承認を得た場合に限り、紙によ る応札、入開札及び契約手続によることができるものとする。

### 【電子契約ができない理由の例】

- 社内規程により押印した書面による契約が定められている
- セキュリティポリシーにより電子申請ができない
- •電子証明書の利用料負担(主に中小企業)
- •電子契約を原則という方針が社内で徹底されていなかった 等



# システム改修に係る今後のスケジュール

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2 0 2 4年度 (令和6年度)
添付書類の省略	システム改修	R3/4			
・登記事項証明書			システム改修	<b>→</b> R6.	/1
・納税証明書					
少額随契の対応   		調査検討	システム改修		
認証方法の多様化への対応 ・マイナンバーカード	> 1 7L/10	R3/5			
(電子委任状の活用)	システム改修				
・その他の方法 (立会人型電子契約等)		調査検討		システム改修	
地方公共団体との連携 (調達情報提供の一元化)		調査検討	<b>一</b>	   	
		· 问旦代的	女宝日	ロ座との過程を終しり入	J ALX     5

### (参考) 電子調達システム利用抽出件数

今和元年4月1日~令和2年3月31日

	 マ州2十3月31日			
府省等	電子入札案件数	電子応札件数	電子応札率	電子契約数
内閣官房	203	100	49.3	0
内閣法制局	5	4	80.0	0
人事院	0	0	0.0	0
内閣府	832	413	49.6	О
宮内庁	110	20	18.2	0
公正取引委員会	44	25	56.8	О
警察庁	501	292	58.3	О
個人情報保護委員会	0	0	0.0	О
カジノ管理委員会	О	0	0.0	О
金融庁	97	41	42.3	0
消費者庁	89	43	48.3	О
総務省	1039	688	66.2	236
法務省	3697	2,010	54.4	0
外務省	286	124	43.4	О
財務省	4397	2,315	52.6	59
文部科学省	211	128	60.7	О
厚生労働省	3054	1,467	48.0	О
農林水産省	1558	751	48.2	О
経済産業省	1188	977	82.2	3
国土交通省	11096	9,453	85.2	О
環境省	1757	1,147	65.3	20
防衛省	855	397	46.4	О
会計検査院	54	26	48.1	О
最高裁判所	365	341	93.4	1
合計	31,438	20,762	66.0%	319

電子入札案件数 : 入札案件数のうち電子入札が可能な件数 (紙入札と電子入札の混合も含む)

電子応札件数 : 開札された入札案件のうち、電子入札を行った民側利用者が少なくとも1社は存在する案件数。

電子応札率 : ÷

(注)システムで諸条件に基づき抽出した件数であり、各府省庁での統計値とは異なる場合がある。